（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十二号様式（第二十六条関係） （略） 国際油汚染防止証書（IOPP証書）の追補 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate) 油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS 1　船舶の要目 Paticulars of ship 1. 1～1. 10　（略） 1. 11　船舶の種類 Type of ship : 1. 11. 1～1. 11. 7　（略） （削る） （削る） 2～4　（略）	第十二号様式（第二十六条関係） （略） 国際油汚染防止証書（IOPP証書）の追補 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate) 油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS 1　船舶の要目 Paticulars of ship 1. 1～1. 10　（略） 1. 11　船舶の種類 Type of ship : 1. 11. 1～1. 11. 7　（略） 1. 11. 8　貨物艙原油洗浄設備を用いて運航する「原油タンカー」であるがクリーンバラストタンクを用いて運航する「精製油運搬船」としても指定された船舶であつて、それぞれの船舶の種類に対応し、別個のIOPP証書の発給を受けているもの The ship, being designated as a “crude oil tanker” operating with COW, is also designated as a “product carrier” operating with CBT, for which a separate IOPP Certificate has also been issued □ 1. 11. 9　クリーンバラストタンクを用いて運航する「精製油運搬船」であるが貨物艙原油洗浄設備を用いて運航する「原油タンカー」としても指定された船舶であつて、それぞれの船舶の種類に対応し、別個のIOPP証書の発給を受けているもの The ship, being designated as a “product carrier” operating with CBT, is also designated as a “crude oil tanker” operating with COW, for which a separate IOPP Certificate has also been issued □ 2～4　（略）
5　構造（第18規則、第19規則、第20規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則） Construction (regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27, 28 and 33) 5. 1　第18規則の要件に従って、この船舶は、第18規則9の規定に適合する分離バラストタンカーとしての資格を有する。 In accordance with the requirements of regulation 18, the ship is qualified as a segregated ballast tanker in compliance with regulation 18.9 □	5　構造（第18規則、第19規則、第20規則、第23規則、第26規則、第27規則及び第28規則） Construction (regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27 and 28) 5. 1　第18規則の要件に従って、この船舶は、 In accordance with the requirements of regulation 18, the ship is : 5. 1. 1　分離バラストタンクを備え、かつ、防護的に配置すること及び貨物艙原油洗浄設備を備えることが要求されている。 Required to be provided with SBT, PL and COW □